



経営者のための



# 銀行交渉術

第19号

平成27年10月2日 (金)

発行:久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

## ■◆実践コラム

『個人信用に問題のある方が900万円の創業融資を受けた事例』  
…しっかりと情報を開示し説明することが大切です。

一度でも金融事故を起こしてしまうと、金融機関と新規取引を開始するのが困難になります。本日は、過去にクレジット会社からの借入で事故を起こした方が、日本政策金融公庫の創業融資を受けられた事例をご紹介します。

### ■ 個人信用情報機関について

日本政策金融公庫は次の機関から個人信用情報を取得し、融資審査の参考にすることを融資申込書に明記しています。

#### ・株式会社シー・アイ・シー(CIC)

主にクレジット会社系の情報が登録される機関です。クレジットカードの利用状況、キャッシングの利用状況等が登録されています。

#### ・全国銀行個人信用情報センター

主に銀行系の情報が登録される機関です。銀行からの借入状況等が登録されています。

#### ・株式会社日本信用情報機構(JICC)

主に消費者金融系の情報が登録される機関です。消費者金融会社からの借入状況等が登録されています。

### ■ 本件ご相談の流れ

飲食店の開業資金を借りたいとのことで来所されましたが、「過去にクレジット会社からキャッシングで借りた数十万円を延滞したことがある。既に完済したが、今もクレジットカードは持てない状況である。大丈夫か。」との相談がありました。

### ■ 弊所での対応

まずはCICにご自身の情報がどのように登録されているか確認することをおすすめし、書類を取り寄せてもらいました。資料を確認したところ、単なる延滞ではなく、やはり「事故」として登録されています。しかし、ご本人のお話通り、既に完済していることもしっかりと記載していました。

申し込み後に、公庫が調べてから発覚するより、事前にこちらから積極的に説明した方が印象が良いため、申し込み時に、「借入をするに至った理由」、「返済が出来なかった理由」を説明し、本資料を提出のうえ完済していることを証明しました。

### ■ 結果

公庫の担当者は、「詳細の情報により、『完済している。』ことが明確になった。

数年前の出来事であり、また、自己資金など他の要件が整っていたため、希望通り900万円の融資を出すことが出来ました。」とおっしゃっていました。

審査担当者の気持ちになってご想像ください。

・面談時に良い印象を持ったが、後から調べたらネガティブな情報が出てきた。

・事前にネガティブな情報も聞いており、後から調べたら言葉通りの情報が出てきた。

前者の場合、「自分に都合の良い話しかしない人だ。他にも何か隠しているのではないか。そもそもあの時の話すら怪しいものだ」…と考えてしまうのではないか。

金融機関担当者との信頼関係は大切です。ネガティブな情報を隠すのではなく、正直に開示して理解してもらう姿勢が重要です。



## ◆お役立ち情報

### 『「業務改善助成金」について』

…最低賃金の引上げと業務改善につながる設備投資等を実施する場合に活用できる助成金です。

10月に入ると各都道府県の地域別最低賃金が改定されます。

最低賃金以上の賃金を支払わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることもありますので、所轄労働局のホームページなどで確認しておいてください。

ところで、現在の最低賃金が800円未満となっている42都道府県（埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪以外）の地域において、中小企業の事業主が「賃金引上げ」と「業務改善」を実施した場合に利用できる「業務改善助成金」という助成金があるのをご存知でしょうか。

以下、概要をみておきましょう。なお、千葉県と京都府は今年の10月の改定で最低賃金が800円以上となる予定ですので、最後のチャンスかも知れません。

対象地域内で設備投資等をお考えの方はご検討ください。

### ■支給要件

#### (1)賃金引上げの実施

事業所内に時給800円未満の労働者を使用している場合で、その中の最も低い賃金を40円以上引き上げる。

#### (2)業務改善の実施

労働者の意見を聴取し、労働能率の増進に資する設備の導入等を実施する。

※LEDへの交換等、単なる経費削減のための経費や、エアコン設置等、職場環境を改善するための経費は対象外です。なお、上記(1)、(2)について事前に「賃金引上計画」と「業務改善計画」を策定し、労働局長の交付決定を受けておく必要があります。

### ■助成の対象となる経費

業務改善につながる設備等の導入や専門家への調査、コンサル等の委託費などが対象となります。

### 【労働能率の増進に寄与する設備・機器の導入例】

◇POSシステム、会計システム等の特定業務専用仕様のパソコン導入

◇特殊用途自動車の導入(車椅子リフト付き自動車、トラクター等、ナンバープ

レートの車種を表す数字が「8」で始まるものが対象です。)

### ■助成金額等

#### (1)時間給800円未満の賃金を40円以上引き上げた場合

助成対象経費の1/2(労働者数が30人以下の企業は3/4)で、100万円が上限です。

#### (2)時間給800円未満の10人以上の労働者の賃金を60円以上引き上げた場合

賃金を引き上げた労働者の人数により、上限額が次のようになります。

※助成率は上記(1)と同じです。

10人から14人…130万円

15人から19人…140万円

20人以上…150万円

最低賃金の改定にあわせて自社の賃金の引き上げをお考えの方はご検討ください。